

東京都難病・がん患者 就業支援奨励金のご案内

奨励金の概要

最大100万円を支給します

申請期間は裏面をご確認ください！

1

採用 奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・難病・がん患者を週所定労働時間 **10時間以上**の労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・雇入れ時の週所定労働時間20時間以上 **：70万円／人**
 ・雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 **：45万円／人**

2

雇用継続 助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う **中小企業事業主**に助成金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・週所定労働時間が**20時間以上**で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用されるものは除く。）が、発症等により **連続して10日間以上**休職した後、週所定労働時間**10時間以上**で復職したこと。
- ・復職時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・復職時の週所定労働時間20時間以上 **：70万円／人**
 ・復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 **：45万円／人**

3

制度導入 加算

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合や産業保健スタッフへの相談体制を新たに整備する場合、助成金を加算します。

※この他にも要件があります

支給金額 ・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、
 1 制度導入で **10万円、最大30万円**

※このチラシの内容は、令和7年4月1日以降に雇入れ又は復職した場合に適用されます。
 それより前に雇入れ又は復職した場合については、改正前の内容が適用されます。

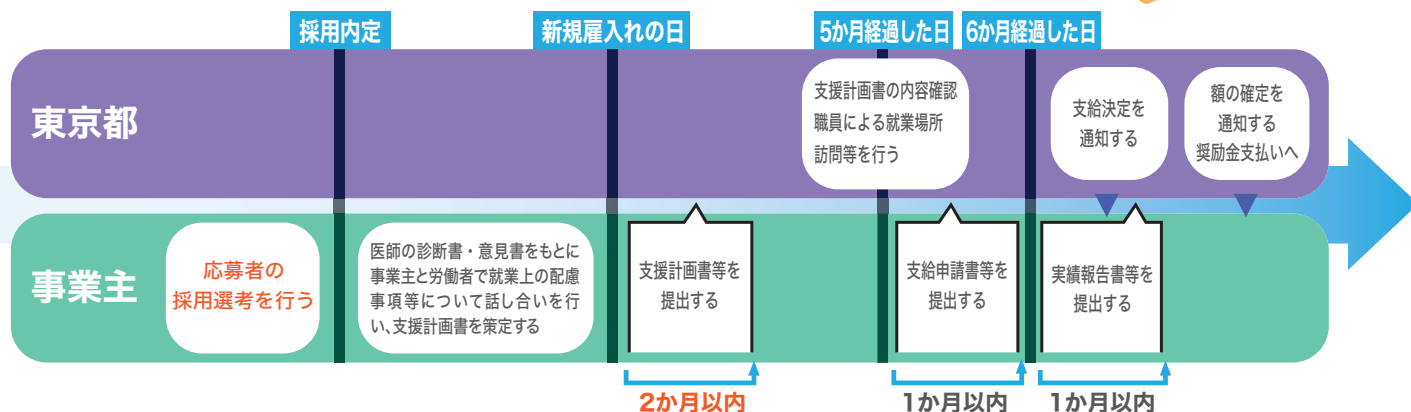
詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」の
 当奨励金ページをご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan_gan/

申請の流れ

各申請期間を
ご確認ください!

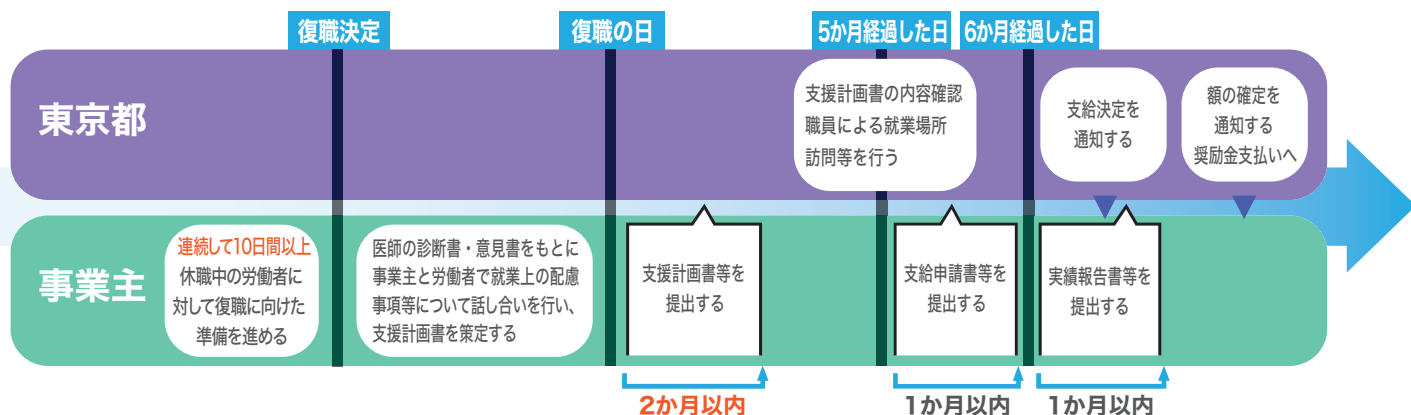
①採用奨励金の場合



③制度導入加算＝

雇入れ日以降～支給申請日までの間に治療と仕事の両立に配慮した新たな制度等を導入

②雇用継続助成金の場合



③制度導入加算＝

復職日以降～支給申請日までの間に治療と仕事の両立に配慮した新たな制度等を導入

支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請方法等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan_gan/

問 合 せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側
tel：03-5320-4663（代）

